

ご確認ください!

65歳以降に受け取る老齢年金

65歳になると受け取る年金がかわります

厚生年金保険から特別支給の老齢厚生年金を受け取っている方は、65歳になると今まで受け取っていた年金にかわり、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受け取ることになります。

特別支給の老齢厚生年金

 \longrightarrow

老齢基礎年金

+

老齢厚生年金

65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受け取るためには、手続きが必要です。



詳しくは、2ページをご覧ください。

繰下げ受給と振替加算

●繰下げ受給(受給時期を繰り下げて、増額した年金を受け取りたいとき)

65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金は、受給時期を繰り下げて、66歳以降に増額して受け取ることができます。これを繰下げ受給といいます。



詳しくは、3ページをご覧ください。

●振替加算

老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金は、対象となっている配偶者が65歳になると打ち切られます。

ただし、この加給年金が配偶者の老齢基礎年金に振り替えられて加算されます。これを振 替加算といいます。

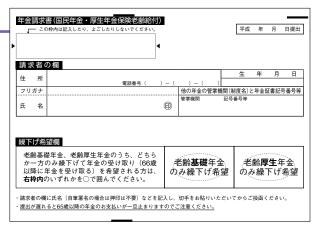


詳しくは、4ページをご覧ください。

65歳から受け取る年金の手続き

1. 手続きに必要な請求書が届きます

特別支給の老齢厚生年金を受け取っている方には、 65歳になる誕生月の初め頃(1日生まれの方は前月 の初め頃)に、日本年金機構から「年金請求書」と 記入方法を掲載しているリーフレットが届きます。



見本:年金請求書(ハガキ)

2. 65歳になる誕生月の末日までにご返送ください

「年金請求書」が届きましたら、同封のリーフレットをお読みいただき、必要事項をご記入のうえ、誕生月の末日(1日生まれの方は前月末日)までに日本年金機構に届くようにご返送ください。

返送を忘れると、年金の支払いが一時保留されます

「年金請求書」が誕生月の末日までに日本年金機構に到着しなかった場合、年金の支払いが一時保留されます。

●選択している年金を変更する場合は、申出が必要です

2つ以上の年金を受け取る権利のある方で、65歳到達により現在受け取っている年金から他の年金に変更する場合は、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

3. 「年金決定通知書・支給額変更通知書」が届きます

特別支給の老齢厚生年金にかわり、老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定された場合、「年金決定通知書・ 支給額変更通知書」でその内容をお知らせします。

なお、年金証書は新たに交付されませんので、現在お持ちの証書を大切に保管してください。

なお、66歳前の場合と66歳を過ぎた場合とでは手続きが異なりますので、ご注意ください。

<「年金請求書」の提出が遅れたときは…>

「年金請求書」の提出が遅れた場合でも、次の手続きを行うことにより65歳までさかのぼって老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定され、65歳以降の年金を受け取ることができます。

●66歳前の場合

ご自宅に届いた「年金請求書」をご返送ください。

●66歳を過ぎた場合

ご自宅に届いた「年金請求書」では、請求することはできません。

この場合は、「老齢基礎・厚生年金請求書(65歳支給)」をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください。

※「老齢基礎・厚生年金請求書(65歳支給)」は、年金事務所または年金相談センターに用意しています。

※年金の請求が5年以上遅れた場合、時効により5年分しか受け取れないことがありますのでご注意ください。

<共済組合等から年金を受けている方は…>

共済組合等から特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)を受け取っている方は、共済組合等から「年金請求書」が届きます。共済組合等から届く「年金請求書」は共済組合等にご提出ください。

繰下げ受給(受給時期を繰り下げて、増額した年金を受け取りたいとき)

1. 繰下げ受給には、以下の3パターンがあります

- ①老齢基礎年金のみを繰り下げる
- ②老齢厚生年金のみを繰り下げる
- ③老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を繰り下げる なお、③を希望された場合、66歳以降、老齢基礎年金と老齢厚生年金を異なる時期に繰り下げて請求することも可能です。



2. 繰下げ受給をするには…

①②を希望する方 ……ご自宅に届いた「年金請求書」の『老齢基礎年金のみ繰下げ希望』欄または『老齢厚生年金のみ繰下げ希望』欄のいずれかに〇印を記入してご提出ください。

③**を希望する方………**「年金請求書」をご提出いただく必要はありません。



3. 繰下げ請求書をご提出ください

66歳以降に繰り下げて年金を受け取るときは、「老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書」をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください。

なお、繰り下げた年金は、請求を行った月の翌月分から支払われます。

- ※「老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書」は、年金事務所または年金相談センターに用意しています。
- ※66歳前に遺族年金または障害年金などを受け取る権利がある方は、繰下げ受給できません。
- ※70歳到達(誕生日の前日の属する月)月を過ぎて繰下げ請求書を提出した場合、たとえ数年経過していても70歳到達時点での増額率で年金額が計算されます。

<繰下げ受給をしたときの増額率等>

●昭和16年4月2日以降に生まれた方の老齢基礎年金の増額率

増額率=(65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数)×0.007

【計算例】平成24年4月に65歳になった方が、平成26年4月に老齢基礎年金(年額:600,000円)の 繰り下げを請求した場合

- ・増額率=24月×0.007=0.168
- ・増額後の老齢基礎年金額(年額)=600,000円×(1+0.168)=700,800円
- ●昭和17年4月2日以降に生まれた方の老齢厚生年金の増額分

増額分=(繰下げ対象額+経過的加算額)×増額率

※繰下げ対象額…65歳時点での老齢厚生年金の額×平均支給率

*平均支給率…65歳到達月の翌月から繰り下げの申出を行った月までの各月の支給率を計算し、その平均をとったもの

*支給率…1- 在職老齢年金による支給停止額 (支給停止がない場合、 65歳時点での老齢厚生年金の額 支給率は「1|となります)

※経過的加算額…65歳を境に年金額が下がることのないようにするため、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額と老齢基礎年金額との差額を、本来支給の老齢厚生年金に加算するもの

※増額率……65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数×0.007

<共済組合等から年金を受けている方は…>

複数の老齢厚生年金を受ける権利を有する方が繰り下げを希望する場合は、全ての老齢厚生年金について同時に請求する必要があります。

振替加算

老齢(障害)厚生年金または退職(障害)共済年金の配偶者加給年金の対象になっていた方のうち、昭和41年4月1日以前に生まれた方が受け取る老齢基礎年金には、「振替加算」がつきます。

また、一定の条件を満たしている場合は、配偶者加給年金の対象になっていない方でも「振替加算」がつくことがあります。

振替加算の対象者

- ①夫婦ともに大正15年4月2日以降に生まれた方
- ②配偶者加給年金の対象となる条件を満たしている方
 - 上記①②の両方を満たす方が対象です。

※厚生年金保険と共済組合等の加入期間の合計が20年以上ある場合は、振替加算の対象者となりません。

また、40歳(女性・船員・坑内員の場合、35歳)以降に加入した厚生年金保険期間が、生年月日に応じて15年から19年以上あると、振替加算の対象とならないケースがあります。

振替加算の仕組み

【ケース①】加給年金 ⇒ 振替加算

本人が受け取っている加給年金の対象者である配偶者が65歳になると、それまで本人が受け取っていた加給年金額は打ち切られます。

このとき、配偶者が受け取る老齢基礎年金の 額に、振替加算がつきます。

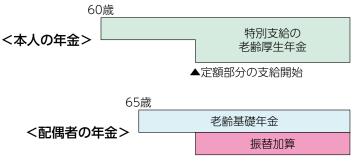
※図は、金額の大きさを表しているものではありません。

【ケース②】加給年金なし ⇒ 振替加算

本人が加給年金を受け取る要件を満たしたとき、すでに配偶者が65歳以上の場合は、加給年金を受け取ることができません。

しかし、本人が加給年金を受け取っていなく ても、配偶者が受け取る老齢基礎年金の額 に、振替加算がつきます。

この場合、振替加算を受け取るためには「老齢基礎年金額加算開始事由該当届」の提出が 必要です。



※図は、金額の大きさを表しているものではありません。

振替加算の額

昭和61年4月1日時点で59歳の方は、振替加算が配偶者加給年金と同額となり、それ以降年齢が若くなるごとに減額され、昭和61年4月1日時点で20歳未満の方はゼロとなります。なお、振替加算額の詳細は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

ご不明な点は、お近くの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」へ

お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などは、日本年金機構ホームページで確認いただけます。

日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/

日本年金機構

検索、